



内閣府

地方分権改革関連資料

(提案募集方式の導入)

平成26年4月

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革のこれまでの経緯と成果

内閣	主な経緯と成果		
宮澤内閣 (H3. 11~H5. 8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革	
細川内閣 (H5. 8~H6. 4)			
羽田内閣 (H6. 4~H6. 6)			
村山内閣 (H6. 6~H8. 1)	H7.5 地方分権推進法成立	第2次分権改革	
橋本内閣 (H8. 1~H10. 7)	7 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告		
小淵内閣 (H10. 7~H12. 4)	H11.7 地方分権一括法成立⇒ 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの確立等		
森内閣 (H12. 4~H13. 4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年)⇒三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)		
小泉内閣 (H13. 4~H18. 9)			
安倍内閣 (H18. 9~H19. 9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立	第2次分権改革	
福田内閣 (H19. 9~H20. 9)	H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎) ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告		
麻生内閣 (H20. 9~H21. 9)			
鳩山内閣 (H21. 9~H22. 6)			
菅内閣 (H22. 6~H23. 9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立		
野田内閣 (H23. 9~H24. 12)	4 第1次一括法成立		⇒ ・義務付け・枠付けの見直し ・基礎自治体への権限移譲
	8 第2次一括法成立		
安倍内閣 (H24. 12~) (第2次)	H25.6 第3次一括法成立		
野田内閣 (H23. 9~H24. 12)	12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定)		⇒ ・国から地方公共団体への事務・権限の移譲等 ・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等
	H26.3 第4次一括法案(今国会で審議中)		

個性と自立、新たなステージの地方分権改革の展開

<キーワード>

- 1 地方の発意 ⇒ 地方から全国的な制度改革の提案を募る「提案募集方式」を導入
- 2 恒常的な推進体制 ⇒ 地方分権改革有識者会議の専門部会を活用して、深掘り
- 3 地方の多様性 ⇒ 権限移譲に当たり、従来からの一律移譲に加え、「手挙げ方式」を導入
- 4 住民の実感 ⇒ SNSの活用や全国シンポジウムの新規開催等による情報発信の強化

地方分権改革における「提案募集方式」の概要（案）

1 趣旨

平成26年4月
内閣府地方分権改革推進室

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案等により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、**従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進**することとし、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「**提案募集方式**」を導入する。

〔「提案募集の実施方針」について地方分権改革推進本部決定(持ち回り決裁)を予定。〕

2 提案の対象

○ 従来、委員会勧告に基づき推進してきた、以下の項目に関する提案を対象とする。

① 地方公共団体への事務・権限の移譲

② 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

○ 具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

① **全国的な制度改正に係る提案**を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた**選択的な移譲(手挙げ方式)**とする提案等も対象とする。

(なお、提案団体のみ当面の規制緩和等を実施し、後に全国的な改革へと波及させる場合には、「構造改革特区」等の提案募集方式を活用することも可能である。)

②委員会勧告では対象としていない事項に係る提案も対象とする。

・事務・権限の移譲の場合…委員会勧告では、出先機関の事務・権限を対象としてきたが、**本府省の事務・権限を対象とした提案**も行うことができる。

・義務付け・枠付けの見直しの場合…委員会勧告では、自治事務に関して法律に基づくものを対象としてきたが、**法定受託事務に関するものや政省令、補助要綱等に基づくもの等についての提案**も行うことができる。

③現行制度の見直しにとどまらず、**制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案**も対象とする。

④従来と同様に、**事務・権限の移譲等に関連する提案**も対象とする。

(実施例) 自家用有償旅客運送における実施主体の拡大など

3 提案主体

○ 提案主体は、以下のとおりとする。

① 都道府県、市区町村

② 一部事務組合、広域連合

③ 地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織(例:ブロック単位の知事会、共通課題を有する複数の地方公共団体など)

○ 広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、**庁内関係部局等からの意見を幅広く集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するよう求める。**

4 募集の方法及び時期

- ① 提案は、内閣府が受け付ける。
- ② 内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。
- ③ 提案主体に対して、制度改革の**必要性(制度改革による効果、現行制度の具体的な支障事例など)**等を示して提案するよう求める。
- ④ 募集は毎年少なくとも1回実施する。募集期間は、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

5 提案を受けた政府の対応

- ① 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる。
その際、地方六団体からも意見を聴取する。
- ② **特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める。**
- ③ 提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、**地方分権改革推進本部決定及び閣議決定**を行う。
また、法律改正により措置すべき事項については、**所要の法律案を国会に提出する。**

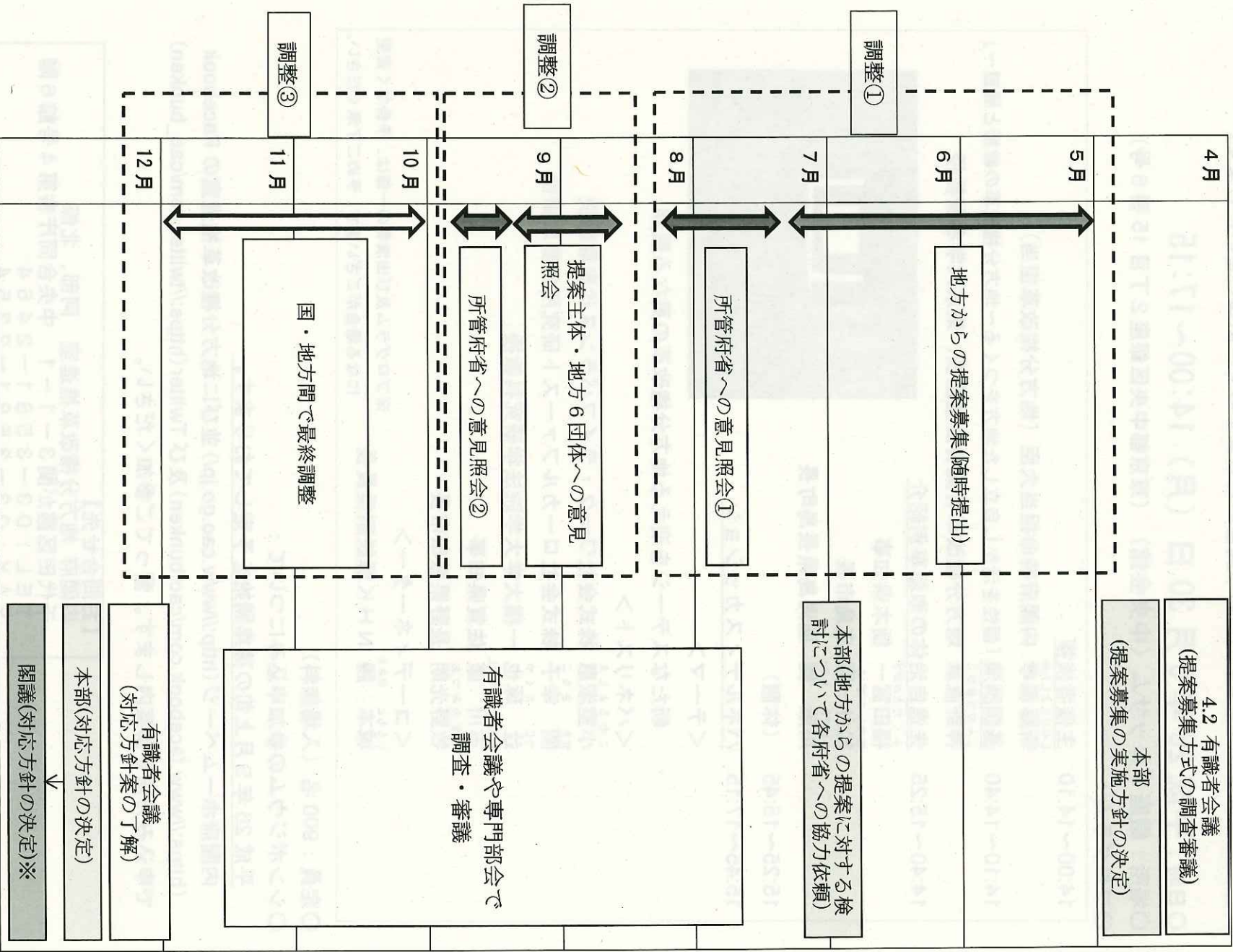
6 提案に関する調整過程の公表

- ① 提案の内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果は、内閣府のホームページに掲載する。
- ② 実現しなかった提案については、次年以降の提案及び検討の参考とするため、提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

7 制度改革に係る情報発信

- ① 内閣府及び関係府省は、措置した制度改革について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。
- ② 内閣府は、国民が制度改革に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

(参考) 平成 26 年の提案募集方式に係るスケジュール (イメージ)



※法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出

地方分権改革シンポジウムの開催について

標記シンポジウムを下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

○日時：平成26年6月30日（月）14:00～17:15

○場所：銀座ブロッサム（中央会館）（東京都中央区銀座2丁目15番6号）

○プログラム：

14:00～14:10

主催者挨拶

新藤 義孝 内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）

14:10～14:40

基調講演「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」
神野 直彦 地方分権改革有識者会議座長、東京大学名誉教授

14:40～15:25

先進自治体の取組事例紹介

福田 富一 栃木県知事

松井 一寛 広島市長

川添 健 鹿児島県長島町長

15:25～15:45

（休憩）

15:45～17:15 パネルディスカッション

<テーマ>

新たなステージを迎える地方分権改革の更なる展開



<パネリスト>

小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役

蘭 幸子 株式会社ローカルファースト研究所代表取締役

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

古川 康 佐賀県知事

牧野 光朗 長野県飯田市長

<コーディネーター>

城本 勝 NHK解説副委員長

※プログラム及び出演者の一部は、予告なく変更になる場合がございます。予めご了承ください。

○定員：900名（入場無料）

○シンポジウムの参加申込みについて：

平成26年5月上旬の募集開始を予定しております。

内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/>)並びに地方分権改革推進室のFacebook(<https://www.facebook.com/cao.bunken>)及びTwitter(https://twitter.com/cao_bunken)で申込み方法を御案内します。奮ってご参加ください。

【問合せ先】
内閣府 地方分権改革推進室 阿部、北條
千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階
TEL:03-3581-2464
FAX:03-3581-2354
メール: gchihobunken@cao.go.jp